次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（療養の給付の記録） **第七条**　公害医療機関（訪問看護ステーションを除く。）は、被認定者に関する診療録、調剤録又はサービスの提供の記録には、医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第二十三条各号、薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十六条各号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第九条第二項、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十条第二項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第七十四条において準用する第十九条第二項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三条の十八第二項若しくは同基準第百八十二条において準用する第三条の十八第二項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第七十四条において準用する第十九条第二項又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第十三条第二項に掲げる事項のほか、その者の公害医療手帳の記号番号及び当該公害医療手帳を交付した都道府県知事又は法第四条第三項の政令で定める市の長の名称をあわせて記載するものとする。 2　（略）	（療養の給付の記録） **第七条**　公害医療機関（訪問看護ステーションを除く。）は、被認定者に関する診療録、調剤録又はサービスの提供の記録には、医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第二十三条各号、薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十六条各号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第九条第二項、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十条第二項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第七十四条において準用する第十九条第二項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三条の十八第二項若しくは同基準第百八十二条において準用する第三条の十八第二項又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第七十四条において準用する第十九条第二項に掲げる事項のほか、その者の公害医療手帳の記号番号及び当該公害医療手帳を交付した都道府県知事又は法第四条第三項の政令で定める市の長の名称をあわせて記載するものとする。 2　（略）

官庁報告

官庁事項

人事院公示第３号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年３月30日

人事院総裁　一宮なほみ

１　別表中「146」を「147」に、「138」を「139」に、「135」を「136」に、「125」を「126」に、「109」を「110」に、「107」を「108」に、「105」を「106」に、

「	99	」を	98	」に、	「平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	100	」を	「平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	101	」に、	「平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	101	」を	「平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	100	」に、	「平成27年４月１日から平成28年３月31日まで	100	」を	「平成27年４月１日から平成28年３月31日まで	100	」に改める。
「	100	」を	98	」に、	「平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	101	」を	「平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	100	」に、	「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで	100	」を	「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで	100	」に改める。						

２　この決定による改正は、平成30年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第４号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年３月30日

人事院総裁　一宮なほみ

１　別表を次のように改める。

別表

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	4,748	13,284
20歳以上25歳未満	5,377	13,284
25歳以上30歳未満	5,967	14,255
30歳以上35歳未満	6,304	17,353